

# 愛知県立阿久比高等学校 生徒心得

●生徒心得は、本校の教育目標を達成するための手引きである。剛・知・仁（心身の鍛錬、知性の涵養、人格の陶冶）の校訓のもと、積極的な生活姿勢により、良き校風の樹立に努めるものとする。

## 1 学 業

- (1) 授業を重視し、学業に専念する。
- (2) 始業時刻（8時35分）までに登校する。
- (3) 授業時間に対して、半分以上の出席の無い場合は、欠課となる。
- (4) 考査は厳正な態度で臨み、最善を尽くす。不正行為など生徒として恥ずべき行為は禁止する。

## 2 服 装 等

- (1) 服装は、指定の制服を正しく着用し、所持品も華美にならず、清潔感を保つものとする。
- (2) 頭髪は清潔な髪型を保つものとする。
- (3) 冬服または夏服の着用時期については、気候に応じて各自で判断する。  
ただし、学校行事等で着用する制服を指定することがある。
- (4) 履物等は通学に適した歩きやすいものとする。

## 3 届出事項

- (1) 欠席、遅刻、早退
  - ①保護者が午前8時20分までに、所定のインターネットシステム、電話等で届け出る。
  - ②考査当日の欠席等は電話連絡により届け出る。
  - ③対外試合や展覧会等への参加など、部活動の活動上必要な欠席は公欠とみなす。その際、部活動顧問や担任を通して届け出る。
  - ④入学試験や就職試験のための欠席は出席停止とする。その際、担任を通して届け出る。
  - ⑤遅刻の場合は、職員室で手続きをし、許可証の交付を受ける。
  - ⑥早退の場合は、職員室で手続きをし、許可証の交付を受ける。  
一人で帰宅する場合は帰着連絡をする。
- (2) 忌引
  - ①保護者が電話で届け出る。
  - ②親族の喪に服する者は、死亡当日から次の期間以内は忌引として取り扱われる。  
(父母7日、祖父母・兄弟姉妹3日、伯叔父母・曾祖父母・同居者1日、父母の年忌1日)
  - ③忌引の日数は土曜、日曜、休日を含む。遠隔地への移動を必要とする場合には、往復の日数をこれに加算することができる。
- (3) 自動車送迎
  - ①他の通学する生徒の安全のため原則、禁止する。
  - ②けが等、校内への自動車送迎を希望する際は、その都度、保護者が担任を通じて届け出る。
- (4) その他
  - ①上記以外に届け出の必要な事由は、その都度、担任に届け出る。

## 4 校内生活

- (1) 校内でのスマートフォン等携帯電話の使用や、不要物の持ち込みを禁止する。
- (2) 貴重品の管理を確実に行う。
- (3) 校舎内の美化、整頓に心を配る。物品等を破損した際は、器物破損届を届け出る。
- (4) 盗難や紛失のあった際は、担任に申し出て、盗難紛失届を届け出る。
- (5) 不良行為は厳に慎み、逸脱する場合は、学校長による特別指導の対象となる。
- (6) 下校時刻は17:30とする。(部活動延長18:30 最終下校時刻19:00)  
※3期考査最終日～5期考査最終日は、部活動延長18:00 最終下校時刻18:30

## 5 校外生活

- (1) 夜間は極力外出をしない。
- (2) 原則として、アルバイトへの従事は禁止する。
- (3) 不良行為は厳に慎み、逸脱する場合は、学校長による特別指導の対象となる。

## 6 交通安全

- (1) 交通法規を遵守し、交通道德に則り、事故の防止に努める。
- (2) 交通事故・転落事故防止のため、歩きながらのスマートフォンの操作をしない。
- (3) 原則として、オートバイ等の運転免許取得は禁止する。
- (4) 「四ない運動」を遵守する。
  - ① 「バイク・車の免許を取らない」
  - ② 「バイク・車を買わない」
  - ③ 「バイク・車に乗らない」
  - ④ 「バイク・車に乗せてもらわない」
- (5) 自転車通学者
  - ①入学時または、必要に応じてその都度、担任を通じて届け出て、所定のステッカーを貼る。
  - ②自転車通学者は、ヘルメットを所有し、着用を心掛ける。
  - ③校内の指定場所に整然と置き、確実に施錠をする。
  - ④二人乗り、並進走行、スマートフォンやイヤホンを使用しながらの運転は禁止とする。
  - ⑤雨の日は、雨合羽を着用し、傘さし運転は禁止とする。
  - ⑥夜間はライトを点灯する。
- (6) 交通事故が発生した場合は、速やかに警察、保護者、学校に届け出る。
- (7) 交通事故で加害者や被害者となった場合は、相手の以下の情報を記録する。  
(相手に外傷等があった場合は、救護し、速やかに救急搬送を要請する。)
  - ①氏名
  - ②住所
  - ③電話番号
  - ④免許証
  - ⑤車種・色・勤務先等

## 7 不審者対策

- (1) 不審者に遭遇した場合
  - ①大声を出すなどして逃げ、近くの人や家に助けを求める。
  - ②安全が確保できたら直ちに警察、学校へ連絡をする。
- (2) 防犯ブザーはすぐに使用できるように携帯していることが望ましい。

## 8 改定

- (1) 上記内容について、必要に応じ生徒会役員、生徒指導部で協議する。
- (2) 協議の結果、改定の必要がある場合は、全校生徒、教職員、保護者の意見も聴取し、改定原案を作成する。
- (3) その後、改定原案は職員会議を経て、校長の決裁を受ける。